

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成27年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成27年3月定例会

1. 招集の日時 平成27年2月6日 午前10時00分
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、閉会の日時 開 会 平成27年2月6日 午前10時00分
閉 会 平成27年2月6日 午後0時24分
4. 出席議員 議 長 佐藤 晴彦
副 議 長 小川 博之
2 番 椎名 義光
3 番 加瀬 芳廣
4 番 鈴木 唯夫
5 番 椿 日出男
6 番 小川 博之
7 番 田村 明美
5. 欠席議員 な し
6. 事務局職員出席者
事 務 局 長 佐藤 和
事 務 局 次 長 石橋 清
主 査 高山 健

7. 地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	太田 安規
副 管 理 者	菅澤 英毅
会計管理者	茅森 茂
事 務 局 長	佐藤 和
事務局次長	石橋 清
匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長	鈴木 良雄
多 古 町 生 活 環 境 課 長	大木 信一
横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長	堀越 健一

8. 議 事 日 程

日程第1	開 会
日程第2	議席の指定
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名
日程第5	副議長の選挙
日程第6	議案（第1－4号）の上程

議案第1号 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般

会計補正予算（第1号）について

議案第 2 号 平成 2 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般

会計予算について

議案第 3 号 平成 2 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般

会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任に

ついて

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 質 疑

日程第 9 討 論

日程第 1 0 採 決

日程第 1 1 一般質問

日程第 1 2 閉 会

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 平成 2 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 2 号 平成 2 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第 3 号 平成 2 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について

10. 議 事 の 経 過

【開会：午前10時00分】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。

今日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年3月定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年3月定例会を開会いたします。

なお、今日は、全員出席でございますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

また、副管理者であります菅澤多古町長におかれましては、都合により途中退席の旨の申し出がございますので、暫時休憩中に退席いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

佐藤議長 日程第2、議事進行上、議席を指定いたします。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。

2番椎名義光議員と7番田村明美議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議長により指名することに決定いたしました。

副議長に小川博之議員を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、小川博之議員は退席をお願いします。

(小川博之議員退席)

佐藤議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、小川博之議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小川博之議員が副議長に当選されました。

小川博之議員、議場にお入り下さい。

(小川博之議員着席)

佐藤議長 ただいま小川博之議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

副議長に当選されました小川博之議員より、ご挨拶をお願いいたします。

小川議員 謹んでお受けいたします。

よろしくをお願いいたします。

佐藤議長　それでは、暫時休憩いたします。

佐藤議長　会議を再開いたします。

佐藤議長　日程第6、これより議案第1号から議案第4号について、一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長　それでは、異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長　日程第7、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者　はい、議長。

佐藤議長　はい、管理者。

太田管理者　皆様、おはようございます。

本日は、平成27年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年は4月に消費税率が17年振りに引き上げられるとともに、再増税先送りを争点に12月には、衆議院解散総選挙が執行されるなど、これまで以上に税に関する関心が高い一年であったように思います。

また、集中豪雨による広島市の土砂災害や御嶽山の噴火など自然災害の恐ろしさを改めて痛感した年でもありました。

平成27年は、どうか平穏な一年であるようにと心から願う次第であります。

それでは始めに、当組合の運営状況について申し上げさせていただきます。

組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼働開始から30年を経過していることから、施設や使用機械の老朽化が

著しく、年々修繕箇所も増えてきております。

運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況であります。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費節減に努めながら適切な修繕を行い、施設の延命化を図っているところでございます。

また、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から13年が経過いたしますが、平成25年度に火葬炉全体積替工事を行った他は、大規模な修繕もなく順調に運営しているところでございます。

平成27年度においては引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたします議案4件の提案理由を申し上げますさせていただきます。

議案第1号平成26年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 一般会計補正予算(第1号)について

本案は、歳入歳出それぞれ2,949万5千円を追加し、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,125万8千円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入について申し上げますと、5款、繰越金2,949万5千円を追加するものであります。

次に、歳出予算について申し上げますと、2款、総務費128万3千円、3款、衛生費2,821万2千円をそれぞれ追加するものであります。

議案第2号平成27年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 一般会計予算について

本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額

を、歳入歳出それぞれ7億296万5千円といたしたく提案いたした次第であります。

初めに、第1表、歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款、分担金及び負担金4億8,642万2千円、2款、使用料及び手数料1億5,238万6千円、3款、国庫支出金35万円、4款、財産収入2,247万7千円、5款、繰入金4,000万円、6款、繰越金100万円、7款、諸収入33万円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款、議会費12万6千円、2款、総務費1億6万1千円、3款、衛生費4億8,846万1千円、4款、公債費1億1,131万7千円、5款、予備費300万円であります。

議案第3号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合 一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

本案は、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る係市町別の負担金割合及び金額を、定めるため匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第16条第2項の規定により議会の議決を求めるべく、提案いたした次第であります。

議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員に石井幸夫氏を選任いたしたく、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案いたした次第であります。

以上でございますが、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

佐藤議長 この際、お諮りいたします。

これより、日程第8、質疑に入りますが上程されました議案4件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしといたします。

お諮りいたします。

議案第1号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 議案第1号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ、2,949万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 7億3,125万8千円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳入については、5款1項の繰越金、2,949万5千円を補正額として計上し、歳入合計 7億3,125万8千円とするものでございます。

歳出につきましては、2款1項 総務管理費として、128万3千円、3款2項 清掃事業費として、2,821万2千で、補正額の合計2,949万5千円を追加し、歳出合計 7億3,125万8千円とするものでございます。

平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。補正内容について申し上げます。

2款1項1目、一般管理費、補正額、128万3千円について、ご説明いたします。

2節、給料31万円については、職員給料で、平成26年度の人事院勧

告により匝瑳市職員の給与に関する条例の改正によるものでございます。

給料の人事院勧告分として、職員11名で14万6千円、昇給分として、16万4千円、合計31万円となります。

3節、職員手当等は、扶養手当として15万6千円、当年度中に職員の扶養人数が11人から12人に変更があったためのものでございます。

期末勤勉手当、81万7千円は、人事院勧告分の期末勤勉手当66万4千円と、昇給分の期末勤勉手当15万3千円の合計、81万7千円でございます。

3款、2項、1目の塵芥処理費の補正、2,821万2千円について、ご説明申し上げます。

11節、需用費の内、光熱水費の221万2千円は、光熱水費の電気料金が予算要求時と比較して単価が上昇いたしました。

予算要求時の電気料金、夏季の料金が、1kwh(1キロワットアワー)、16円49銭が16円96銭と47銭の増額で、その他の季節は15円41銭から15円85銭と44銭の増額となりました。

その他として、燃料費調整額などの増減があり、1kwh当り、1円67銭の増加となりました。

このことにより、光熱水費221万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

松山清掃工場維持修繕費 2,600万円については、当組合の施設は、老朽化が著しく適切な修繕等を行いながら維持管理をしております。

しかしながら、施設の老朽化に伴い、急を要する修繕や突発的な機械の故障などもあり毎年当初予算だけでは足りなくなっております。

現時点での予算執行率は、およそ98%の執行率でございます。

今後、施設等で機械の故障などが生じた場合には、修繕を行うことが、来ない状況でございます。

このようなことから、今後の修繕費、2,600万円の補正をお願いす

るものでございます。

毎年行っております、修繕の内容については、受入供給設備や燃焼設備、排ガス処理設備や排水処理設備、通風設備等でございます。

補正額の合計といたしましては、2,949万5千円でございます。

説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。

会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。

また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 修繕費の内容ですが、今の説明ですと今後のための資金ということで、具体的なものに充てるものではなくて、突発的な対応のために用意するという理解でよろしいでしょうか。

もし、そのようなことであれば、そのようなことがどのぐらい予測されるのか相当あると思うのですが説明をお願いします。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 椎名議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

これからの修繕の主な物について申し上げます。

受入供給設備として300万円、燃焼設備として500万円、排ガス処理設備として500万円、排水処理設備として400万円、通風設備として200万円、灰出し設備として200万円、電気設備として20

0万円、その他として300万円などが見込み2,600万円になります。

佐藤議長 他にございませんか。

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして議案第2号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書1ページをご覧ください。

平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7億296万5千円と定める、ものでございます。

対前年比、120万2千円・0.2%の増でございます。

歳入歳出予算の内、2ページの歳入の部と、3ページの歳出の部の詳細につきましては、「平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書」によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入の内、主なものについてご説明申し上げます。

歳入・1款分担金及び負担金、本年度予算額4億8,642万2千円、対前年比913万3千円・1.8%減でございます。

市町別の負担割合につきましては、説明欄に記載のとおりで、詳細につきましては、議案第3号で説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額1億5,238万6千円、対前年比9万円・0.06%の増でございます。

1項、1目、火葬場使用料、本年度予算額1,893万2千円、対前年比73万5千円・3.7%の減でございます。

2項、1目ごみ収集処理手数料、本年度予算額1億3,333万4千円、対前年比71万5千円・0.5%増でございます。

1節ごみ収集処理手数料、8,386万円は、ごみ袋の売払い代金による手数料と粗大ごみ特別収集処理手数料でございます。

2節自家搬入ごみ処理手数料、4,947万4千円は、許可業者及び自家搬入のごみ処理手数料と家電リサイクル分の処理手数料でございます。

3款国庫支出金、1項、1目、廃棄物処理施設モニタリング補助金、本年度予算額、35万円、この補助金の内容は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力発電所から放出された放射性物質による汚染状況のモニタリングを実施するためのものでございます。

7ページをご覧ください。

4款財産収入本年度予算額2,247万7千円、対前年比10万5千円・0.5%の減でございます。

2項、1目物品売払収入、本年度予算額2,228万円、対前年比12万円・0.5%減でございます。

この内容は、金属類や古紙などの資源ごみ再生有価物売払代金とPETボトル等有償入札拠出金でございます。

5款、繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額4千万円、対前年比1千万円・33%増でございます。

6款繰越金は、平成26年度と同額の100万円を計上いたしました。

7款諸収入は、平成26年度と同額の33万円を計上いたしました。

1項、1目預金利子は、現在の利率を基に3万円を計上いたしました。

2項、1目雑入、30万円は、保険取扱い手数料と自動販売機電気料金等でございます。

歳入合計といたしましては、7億296万5千円となります。

以上が歳入の説明でございます。

8ページをご覧ください。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

目の科目までの説明とさせていただきますが、おおむね100万円以上で、特に必要と思われる項目については、説明させていただきます。

1款、議会費、1項、1目議会費、本年度予算額12万6千円、対前年比、1千円・0.8%の減でございます。

2款、総務費、1項、1目一般管理費、本年度予算額、1億3万5千円、対前年比489万7千円・4.7%の減でございます。

この内訳は、特別職2人の給料及び一般職員11人の給料、職員手当等及び共済費が主なものであります。

9ページをご覧ください。

13節、委託料、105万7千円につきましては、施設警備業務委託料などでございます。

18節、備品購入費、166万1千円の主な内容は、公用車の購入代金150万円でございます。

現在使用しております公用車、カラーラバンが、16年が経過し、距離数もおよそ11万2千キロ、走行しておりますので、車の変え代えをお願いするものでございます。

19節、負担金補助及び交付金、124万4千円につきましては、嘱託職員労働保険料や嘱託職員厚生保険負担金等でございます。

10ページをご覧ください。

2項、1目監査委員費、本年度予算額2万6千円は、前年と同額の計上で、年2回、実施する監査委員の報酬と費用弁償でございます。

3款、衛生費、本年度予算額4億8,846万1千円、対前年比1,352万4千円・2.8%増でございます。

1項、1目、火葬場事業費の本年度予算額6,502万2千円、対前年比381万7千円・6.2%増でございます。

右側の節の欄で、11節、需用費2,427万円の内、燃料費、807万2千円は、ほとんどが火葬に係るLPガス代金でございます。

光熱水費、744万4千円は、電気料金と水道料金でございます。

修繕料、775万3千円は、吸収冷温水機等の修繕でございます。

13節、委託料、予算額3,654万8千円の主な内容について、ご説明申し上げます。

受付運営・火葬業務委託料、2,993万8千円は、受付事務と火葬業務の委託で、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで5年間の長期継続契約を締結しているものであります。

2行下の、火葬炉設備保守点検業務委託料109万1千円は、燃料系統や電気系統、火葬炉などの保守点検を行うものであります。

一番下の、施設定期清掃業務委託料、172万6千円は、施設定期清掃及び受水槽の清掃業務委託で、平成25年6月1日から平成30年5月31日まで5年間の長期継続契約であります。

11ページをご覧ください。

14節、使用料及び賃借料114万8千円につきましては、火葬場・式場予約案内システム（サーバー）の賃借料85万1千円が主なものであります。

左の項目をご覧ください。

2項、清掃事業費、1目塵芥処理費、本年度予算額、4億2,343万9千円、対前年比970万7千円・2.3%の増でございます。

増額の理由といたしましては、修繕費等の増によるものでございます。

この内、11節の需用費、予算額1億9,482万8千円についてご説明申し上げます。

消耗品費、4,415万4千円は、ごみ袋作成費及び焼却炉や処分場で使用する薬品代等でございます。

燃料費、1,193万2千円は、A重油、軽油、LPガス等でございます。

光熱水費、4,868万4千円は、電気料金と水道料金でございます。

修繕費、9,000万円は、松山清掃工場のプラント修繕や粗大ごみ破碎機スクリーロールの修繕、ユンボやブルドーザ等の車両関係の修繕でございます。

12ページをご覧ください。

12節、役務費、予算額1,314万5千円、手数料1,245万3千円の内、収集袋販売手数料、263万8千円は、ごみ袋の販売店の購入に対して、支払う手数料として500枚当たり540円を支払うものでございます。

4行下の、電気集塵機、煙道清掃手数料、602万1千円は、老朽化した機械施設が円滑に稼働するため、冷却洗煙塔から電気集塵機までの間を定期的に清掃するものでございます。

4行下の、循環水槽他清掃手数料(6水槽)、146万9千円は、水槽内に汚泥が溜まるため、年4回の清掃をするものでございます。

13節、委託料、2億555万6千円につきましては、始めに、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料、105万円は、週1回の保守管理を委託しているものでございます。

一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料、174万1千円は、松山

清掃工場から排出される排ガスやごみ質、最終処分場放流水等の分析業務を委託しているものでございます。

3行下の、松山清掃工場周辺環境調査業務委託料、120万9千円は、施設周辺の土壌及び放流水のダイオキシン類の調査委託でございます。

6行下の、清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料、136万7千円は、16台のポンプの分解整備を業務委託するものでございます。

粗大ごみ破碎機点検整備業務委託料、279万円は、年1回の破碎機の保守点検でございます。

ごみ収集処理業務委託料、9,544万7千円は、可燃ごみ収集車4台、資源ごみ収集車4台の委託業務でございます。

2行下の、一般廃棄物仕分等業務委託料、351万9千円は、シルバー人材センターに、一般廃棄物選別施設において、直接搬入ごみの仕分け作業等の業務を委託するものでございます。

2行下の、松山清掃工場運転管理業務委託料、4,795万2千円は、月曜日から金曜日までの、平日8時～16時45分までの日勤作業員2名と、日曜日から土曜日までの間、16:30～翌日の0:30までの夜勤作業員5名による焼却業務を長期継続契約により委託するものでございます。

2行下の、焼却灰運搬業務委託料、497万1千円は、焼却灰を当施設から茨城県と埼玉県の処理業者までの運搬業務を委託するものでございます。

13ページをご覧ください。

13節、委託料、焼却灰処理業務委託料、4,168万8千円は、茨城県の業者と埼玉県の業者の2社に焼却灰の処理業務を委託するものでございます。

14節、使用料及び賃借料、113万4千円は、粗大ごみ破碎機内にあります3本のスクリーロールの補修を行う際に、機械の運転が停止しな

いよう、代替のスクリーロール3本を賃借するものでございます。

15節、工事請負費、381万3千円につきましては、選別施設内の舗装工事でございます。

選別施設内は、雨天時には、ぬかるみ箇所ができたり、強風時には砂ぼこりが舞い上ったり、さらには、くぎなどの危険物が落ちていたりするため、舗装することにより、来場者の利用向上と安全確保を目的として、面積850㎡の舗装を計画するものでございます。

18節、備品購入費、110万は、アームロール車用脱着式のコンテナ2個の購入費用でございます。

19節、負担金補助及び交付金、161万9千円の主な内容につきましては、一番下の、清掃工場周辺環境整備補助金として、地元地区要望による、地元で施工する道路舗装への補助金でございます。

4款、公債費、本年度予算額、1億1,131万7千円は、対前年比、742万4千円・6.3%の減でございます。

1項、1目、元金、1億1,067万8千円につきましては、長期債元金償還金でございます。

内容につきましては、火葬場関係の債務3件で、この債務も、平成27年度末に償還終了予定が2件、平成28年度末には、残りの債務1件が、償還終了の予定でございます。

14ページをご覧ください。

5款、予備費につきましては、平成26年度と同額の300万円を計上させていただきました。

歳出合計といたしましては、7億296万5千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 歳入で6頁のところですが、手数料のところでは一般廃棄物収集運搬業務許可手数料12万円ということで、これは民間業者が許可をもらい一般廃棄物の収集運搬をするということで、松山清掃工場に許可業者ということでトラックが来ているということですが、平成26年度何年で平成27年度は何件ぐらい見込まれているのでしょうか。

それから、幾つか伺います。

次の7頁のところでは、財産収入で物品売払収入これはペットボトルやその他の資源ごみの売払代金再生有価物の売払代金ということですが、前年度に比べて12万円0.5%の減少の計上となっております。

減少の理由については、売払いの量が減ることが見込まれるのか、それとも単価の問題でしょうか。

資源ごみとしての回収の量が減ることが見込まれているのかどうか知りたいと思っています。

それから、財政調整基金ですが、基金の残高はどのような状況にあるかお知らせ下さい。

次に、10頁の火葬場事業費ですが、賃金、報償費これは火葬場場長の賃金、報償費ということで、その他のスタッフについては、例えば受付運営火葬業務委託料ということで、事業委託をしていると思いますが、火葬場事業の運営の仕組み、スタッフ体制について教えて下さい。

次に、12頁の清掃事業費で松山清掃工場の関係ですが、12頁下の委託料の今、松山清掃工場において可燃ごみを焼却処理ということ以外は、事業委託をしているのかというように見えますが、これについてもどういった業務については委託をし、組合として直営でやっているのはどういったものなのかをお知らせ下さい。

業務委託先の選定はどういった方法で選定がなされ、長期契約かどうか分かりませんが、そのことについても説明下さい。

以上をお願いします。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 まず、6頁の一般廃棄物収集運搬許可手数料についてですが、業者については13社の登録があり12社が更新を行っております。

更新につきましては、平成26年度が12社、平成27年度が1社の更新が行われる予定でございます。

7頁の物品売払収入でございますが、回収量は維持しております。

単価の変動があるということで、12万円減少があると見込まれます。

7頁の財政調整基金の残高につきましては、平成26年度公金管理運用状況ということで、財政調整基金として、京葉銀行、千葉銀行、JAちばみどり定期として5件、それから財政調整基金の通帳にもありまして、合計として358,229,814円でございます。

それから、10頁の13節委託料36,548,000円の内右の欄の受付運営火葬業務29,938,000円につきまして、場長1名は嘱託職員でございます。

受付運営火葬業務として、常時受付業務が2名、火葬業務が2名でこちらの全員の社員数としまして、7名で行っております。

以上でございます。

次に12頁、説明欄の下から3行目になります、松山清掃工場運転管理業務委託料47,952,000円につきましてこちらに関しましては職員が計量、プラットホームこちらに2名です。

ユンボ、破砕機こちらが3名です。

焼却に2名が携わっております。

選定といたしましては、入札方式で行っております。

社員といたしましては、昼間が2名、夜間が5名で行っております。

以上でございます。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 10頁の火葬場事業費ですが、場長が組合の嘱託職員ということでそれは分かりました。

後は、常時受付が2名、火葬が2名で社員としては7名体制で委託しているということですが、この委託先の選定は毎年入札を行うことでは無いと思います。

どういったことで決められているのか、どのように決めているのか教えて頂きたいと思います。

次に、12頁の関係ですが2名、3名、2名の合計7名の体制と昼が2名、夜が5名の体制は分かりましたが、これが松山清掃工場運転管理業務委託先のスタッフの体制だろうと思いますが、その他に月曜日から金曜日の平日の昼間については、組合職員が機械を動かすことをやっていると思います。

ごみの収集運搬は、全面委託されていると思いますが、現場の仕事をどのような立場の人がどのような業務を行っているか複雑になってきておりまして、その辺を簡単に分かりやすく説明して頂きたいと思います。

それから、13頁で先ほどはまだ聞いておりませんが、委託料の一番上のところで、焼却灰処理業務委託料41,688,000円計上して、これは茨城県と埼玉県の2つの会社に委託していると、松山清掃工場で可燃ごみを焼却した灰は今、最終処分場に埋め立てることはせずに、灰の処理として出している訳ですが、これについてももう少し詳細な説明を頂きたいと思います。

以上です。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 10頁の委託料の右の説明欄で受付運営火葬業務の業者にどのように

お願いしているかでございますが、こちらに関しましては、2社から見積りを徴しましてそのうちの安い金額の業者をお願いしているところであります。

こちらの業者名は、タカラビルメン株式会社でございます。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、石橋次長。

石橋次長 12頁の関係ですが、再度ご説明いたします。職員数は7名ということですが、まず計量とプラットホームと選別施設に3名で5名になっていきます。

選別施設については、シルバー人材センターが2名選別のお手伝いをしてもらっております。

職員とシルバー人材センターで選別施設を運営しております。

収集につきましては、長期継続契約で入札により4業者で可燃ごみ収集を行っております。

清掃工場につきましてご説明いたします。

まず昼間ですが、清掃工場の運転は5名で行っております。

内、職員は2名で嘱託職員が1名で嘱託を入れて3名です。

その他に、委託業者が2名入っており計5名で運転しております。

夜間につきましては、1週間で7日間、夜焼却をしておりますので、5名体制でその中でローテーションで行っております。

以上です。

焼却灰の関係ですが、東日本大震災の前は、3業者にお願いをしておりました。

市原エコセメントという会社がありまして、3社により行っておりました。

その理由につきましては、民間施設ですので機械が故障したり受入が出来なくなったりしますと、灰を受け入れてくれなくなり焼却ができ

なくなります。

そのようなリスク分散の関係で、3社といたしました。

東日本大震災の関係で、処理が出来なくなり現在、市原エコセメントは操業停止であります。

そのような関係では、当組合としてはもう1社あった方が良いのですが、1社は鹿嶋市にあります中央電気工業にお願いしております。

もう1社は、埼玉県の寄居町にありますツネイシカムテックス埼玉という会社をお願いしております、そちらに焼却灰を持っていきまして、焼却灰のダイオキシン等を除き全量リサイクルとしてお願いしております。

以上です。

佐藤事務局長

はい、議長。

佐藤議長

はい、事務局長。

佐藤事務局長

先ほどの作業員の立場、役職についてですが3級と4級の作業員、自動車運転技師、主任作業員、主任自動車運転技師等の職でございます。

以上です。

椎名議員

はい、議長。

佐藤議長

はい、椎名議員。

椎名議員

保険がありますね。

建物共済。

これはどのような内容になっているのか、例えば前回みたいな大地震にも対応出来る契約内容であるのか。

金額を見るとあまり大きなものではないような気がしますが、その部分の内容を教えてください。

それから、使用量、手数料の中で式場の利用量とか、14万円とか1万円とかありますが、1万円掛ける20件とはどのような状況なのか、よく民間を圧迫しない経営方針で、出来れば組合としては低額の式場とか

あるいは、火葬料についても減免というものもあるんですね。

減免した場合に組合の収入、発生件数はどのくらいあるか分かりませんが、例えば免除したりした場合、組合としてはどのように経理計上をするのか。

その辺を含めて、方針にも関わることなので、民間業者の利益にならないようなところで、この組合の火葬や式場について提案していくことが必要ではないかと考えます。

もし考えがあればお願いします。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 先ほどの保険の関係でございますが、共済組合に加入しております建物及び動産関係の保険は、火災保険だけで地震保険に対応するものではありません。

それから、使用料でございますが、1万円掛ける20件夜間利用される通夜等の利用でございます。

夜間の9時から翌日9時までの利用でございます。

減免につきましては、数件ございまして、これは市町との協議によるものでございまして減免するということがございます。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、石橋次長

石橋次長 基本的なスタンスを申し上げますと、生活保護世帯、減免の規定がございます。

ただ、葬祭費ということで出るかとおもいます。

福祉等と相談いたしまして、費用を貰える限り貰っています。

減免は数件ありますが、調べないと分かりませんが、基本的なスタンスは貰える限り貰うということで市町と協議をしてやっております。

以上です。

佐藤議長 会計処理をどうしているか聞いています。
これについては、後でよろしいですか。

椎名議員 はい。

佐藤議長 他にはございませんか。

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第2号の質疑を打ち切ります。

続きまして議案第3号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてご説明をいたします。

一番上の表からご説明いたします。

市町別、火葬場事業費、清掃事業費、合計、比率という順に、ご説明させていただきます。

匝瑳市、火葬場事業費、8,779万3千円、清掃事業費、2億104万4千円、合計2億8,883万7千円、比率、59.4%でございます。

多古町、火葬場事業費、3,998万3千円、清掃事業費、7,240万3千円、合計、1億1,238万6千円、比率、23%でございます。

横芝光町、火葬場事業費、2,939万円、清掃事業費、5,580万9千円、合計、8,519万9千円、比率、17.6%でございます。

合計、火葬場事業費、1億5,716万6千円、清掃事業費、3億2,925万6千円、合計、4億8,642万2千円、比率、100%でございます。

右に記載してあります内容は、火葬場事業費、1億7,633万9千円と清掃事業費、5億2,662万6千円、歳出の合計額、7億296万5千円でございます。

2番目の表についてご説明いたします。

平成27年度火葬場事業費に関する調書については、一番上の表の左から2番目の火葬場事業の合計額であります、市町負担金の金額、1億5,716万6千円に、使用料と諸収入を加えたものでございます。

計、1億7,633万9千円でございます。

区分欄の項目については、説明欄に記載のとおりです。

右側に記載してある内訳については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

3番目の表をご覧ください。

同上負担金内訳については、上の表の市町負担金、1億5,716万6千円の算出根拠でございます。

市町別、基本割20%、人口割20%、利用割60%、により算出したものでございます。

匝瑳市、基本割、1,571万6千円、人口割、38,979人、(59.2%)、金額、1,860万8千円、利用割、558件、(56.7%)、金額5,346万9千円、合計、8,779万3千円、比率55.9%でございます。

多古町、基本割、785万8千円、人口割、15,557人、(23.

6%)、金額、741万8千円、利用割、258件、(26.2%)、金額2,470万7千円、合計、3,998万3千円、比率25.4%でございます。

横芝光町、基本割、785万8千円、人口割、11,343人、(17.2%)、金額、540万6千円、利用割、168件、(17.1%)、金額、1,612万6千円、合計、2,939万円、比率18.7%でございます。

合計は、基本割、3,143万2千円、人口割、65,879人、(100%)金額、3,143万2千円、利用割、984件、(100%)、金額、9,430万2千円、合計、1億5,716万6千円、比率は100%でございます。

4番目の表をご覧ください。

平成27年度清掃事業費に関する調書でございます。

一番上の表の左から3番目の清掃事業費の合計でございます。

市町負担金の合計額3億2,925万6千円に、手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を加えたものでございます。

合計額は、5億2,662万6千円でございます。

区分欄の項目については、説明欄に記載のとおりでございます。

右側に記載してあります内訳については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

5番目の表、同上負担金内訳については、すぐ上の表の一番上の市町負担金、3億2,925万6千円の算出根拠でございます。

市町別、基本割30%、利用割70%、により算出したものでございます。

匝瑳市、基本割、4,938万8千円、利用割、1万519.82t、(65.8%)金額、1億5,165万6千円、合計、2億104万4千円、比率61.1%でございます。

多古町、基本割、2,469万4千円、利用割、3,310.73t、(20.7%)、金額、4,770万9千円、合計、7,240万3千円、比率22.0%でございます。

横芝光町、基本割、2,469万4千円、利用割、2,156.19t、(13.5%)、金額、3,111万5千円、合計、5,580万9千円、比率16.9%でございます。

合計は、基本割、9,877万6千円、利用割、1万5,986.74t、(100%)、金額、2億3,048万円、合計、3億2,925万6千円、比率100%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 火葬場事業のちょうど真ん中のところで、火葬場の負担金内訳の基本割、利用割、人口割でそれぞれパーセンテージがありますが、利用割として60%で計算すると、利用というのは平成27年度の予算書の中でも説明のところで出てきていたのですが、火葬をするご遺体を焼却することだけではなくて、斎場の使用もあると思いますが、何を利用件数といっているのかご説明下さい。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 上から3番目の真ん中の表の利用割60%でございますが、匝瑳市の558件、多古町の258件、横芝光町の168件この件数については、火葬の件数でございます。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 私は、匝瑳市の議員なので特別上げることではないのですが、気になりましたので平成27年度の市町別負担金割合、負担割合を見たときに火葬場事業と清掃事業を合わせてみて、横芝光町の負担割合が全体から見て少

し重いのかと思います。

今、火葬場の利用件数が火葬の件数だということですので、なくてはならないところで、それで利用割60%と決めた訳ですからそのとおりに思いますが、基本割の部分が重すぎるのかなと感じました。

横芝光町さんの方で、特別異議ありということであればそれはそれで結構なことだと思いますが、ちょっとバランスが悪いかなと感じたのですが、執行部の方で課題になっていることがありましたらご報告願います。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 まず、上から3番目の表でこちらは基本割20%、下の表にも基本割30%と書いてあります。

こちらの方で、匝瑳市15,716千円、多古町と横芝光町が7,858千円ということで匝瑳市に関しましては当時1市3町で匝瑳市は、八日市場市と野栄町それから多古町と横芝光町の旧光町の、1市3町で当時協議をしまして、基本割は同額ということで決まったと聞いております。

それで匝瑳市は合併しましたので、多古町と横芝光町は7,858千円、匝瑳市は1市1町を合算した金額ということで当時話し合いが行われたと聞いております。

以上でございます。

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第3号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第3号の質疑を打ち切ります。

続きまして議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

議案4号をご覧下さい。

当組合では、多古町と横芝光町から監査委員を選出していただいております。

当組合の代表監査委員であります、多古町の石井幸夫代表監査委員の任期が満了となりましたので、監査委員、1名不在となりました。

つきましては、現在、多古町の監査委員であります、石井幸夫氏を、当組合の代表監査委員として、再び選任いたしたく、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案いたしました次第でございます。

以上、よろしく願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

本案件は人事案件でございますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第4号の質疑を打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第9の討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

佐藤議長 お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時30分にいたします。

佐藤議長 会議を再開いたします。

佐藤議長 先ほどの答弁漏れに対して、事務局長より答弁いたします。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 椎名議員さんの第2号議案に関しまして、火葬の減免の会計処理についてご質問がございました。

こちらの火葬に関しましての会計の処理はしておりませんでした。

減免件数といたしましては、平成14年から現在に至るまでの件数は7件で、金額は97,500円でした。

以上です。

佐藤議長 これより、日程第10の各議案の採決に入ります。

議案第1号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 続きまして、議案第2号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 続きまして、議案第3号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 続きまして、議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任について原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員でございます。

よって議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第11一般質問を行います。予め申し添えます。

一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事を終了することができるようご協力をお願いいたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含め概ね60分を目安としていただけますよう重ねてご協力をお願いします。

それでは、通告により質問を許します。

7番 田村明美議員。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 皆さんよろしく願います。

昨年12月に匝瑳市市議会議員として、こちらの組合の議会議員として任務に就くことになりました。

匝瑳市は、ご承知のとおり銚子市、旭市と一緒に平成33年度から稼働という予定で東総地区広域のごみ処理事業計画を策定し、参加しておりますが、そのこともあって匝瑳市ほか二町環境衛生組合等組合の一般廃棄物処理基本計画が昨年3月付けで策定されましたけども、この計画を見ますと平成31年度までの計画ということで、それから東総地区広域ごみ処理の基本計画と目標値を整合させることがあります。

そのような計画が作られその基で、事業が行われていると認識しておりますが、ただ33年度からどうかということは、現在まだ全く見えており

ませんので、匠瑳市、多古町、横芝光町の光地区のごみ処理と火葬事業というのは、粛々に行わなければならないと思います。

住民の皆様との関係で言いますと、とりわけごみの問題ではごみを減量しより資源化を進め、焼却を少なくし最終処分についても出来るだけ少なくなるように、お互い努力していきましょうという方針で国の方針でやっていますので、その基で滞ることなく進めて行かなければならないまた行って頂きたいということで質問を通告いたしました。

現状がどうであるか、ごみ処理の現状がどうであるかということをも十分よく分かってその上で、平成27年度からの実行というのをどうして行くのか、目標値をどうして行くのかということをも明らかにしたいと思っています。

そこで事前に通告しましたとおり、質問させていただきます。

ごみ処理の関係について、第1に一般廃棄物の収集方法収集量の推移について、この間の経過と今後の推計について伺います。

2番目にごみの資源化の実態はどうでしょうか。

3番目に可燃ごみの焼却実績と老朽化していると聞いている焼却炉の現状について伺います。

4番目に最終処分場がありますが、最終処分の実績実状について伺います。

5番目にこれらの現状を踏まえて平成27年度以降の組合における一般廃棄物処理計画目標値、実施方法そしてその上でやはり課題があると思いますので、課題についてもご説明願います。

6番目に先ほど述べさせて頂きましたが、平成33年度というのが、この組合にとっても一つの事業のポイントの年と分かりませんがポイントの年とそれで平成33年度以降の組合業務の方針と計画分かるところで答弁を頂きたいと思っています。

最後ですが、昨年10月18日にこの松山清掃工場の業務において労働

災害事故が発生しました。

事前に組合事務局の方から、お話しを伺ったりしておりますけれども、議会においても詳細なご説明を頂きたい。

また、事故の原因はどのように判断しているのでしょうか。

さらに、再発防止対策はどういった内容でしょうか。

それはすでに実行されているのでしょうか。

ご説明頂きたいと思います。

では、答弁よろしく願いいたします。

佐藤議長 田村明美議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、太田管理者。

太田管理者 それでは、今の7項目について答弁させていただきます。

答弁の前に当組合の平成31年度までの事業計画ということで、東広の方は平成33年稼働で疑問があったように思いますけれども、実は東広の方は計画では平成32年稼働という形で進んでおりました。

その関係で当組合の事業計画は平成31年度までという形で、事業を計画したということでもあります。

東広も平成32年度から平成33年稼働ということは、昨年あたりから東広も計画を変更したということですのでご了解頂きたいと思います。

また、平成32年はどうなるかは、稼働するまでの間1市2町で組合を運営して行きたいと思っておりますので、老朽化等に適宜手を加えまして運営をして行きたいと思っております。

その中で、質問の第1ですけれども廃棄物の収集方法あるいは収集の推移ということについてですが、収集方法は現在ステーション方式により可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集を行っておりまして、可燃ごみは週2回、不燃ごみ、資源ごみは月2回の収集で行っております。

また、収集量につきましては年間11,000t前後で推移し、ほぼ毎

年横ばいの状態であります。

今後の推移ということですが、平成26年3月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画で平成31年ということでは、構成市の人口が61,000人程度まで減少する予測の中で、排出量も減少しごみ減量化対策の実施と相まって概ね9,900t前後まで減少すると見込んでおります。

また、資源化の実態であります。当組合で資源化されている品目につきましては、缶類、金属類、ビン類、ペットボトル、プラスチック容器類、紙類、衣類、布団、小型家電類、その他松山清掃工場の焼却灰でございます。

その内、缶類、ビン類、ペットボトル、プラスチック容器類、紙製品容器類は委託業者において選別、圧縮等をして再生利用業者に引渡しております。

選別時に発生した可燃残渣につきましては、松山清掃工場で焼却処理、不燃残渣につきましては、当組合最終処分場で埋立て処理を行っております。

次に、焼却実績と焼却炉の現状についてでございますが、松山清掃工場での焼却の実績については、平成25年度について申し上げますと年間13,868tであり、過去から実績は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの数値であります。

次に、焼却炉の現状についてでございますが、松山清掃工場は稼働後30年を経過しており、老朽化が進んでおりますので、年々修繕箇所も増えてきている状況であります。

最終処分場の実績、実状についてでございますが、不燃ごみと焼却残渣を年間1,300m³程度埋立てしております。

埋立て量が現状のまま推移いたしますとあと10年程度の埋立てが可能な状況であると試算をしております。

また、平成27年度以降の組合における一般廃棄物処理基本計画でございますが、計画に基づきまして5項目をあげております。

これは、時間の関係で省略させて頂きたいと思っております。

5項目をあげまして、環境への負担を出来る限り軽減したいと思っております。

また、平成33年度以降の組合業務の方針といたしましては、平成33年度以降匝瑳市は、東総地区広域市町村圏事務組合のごみ焼却施設が完成しましたら、そちらに参加をするということでありまして、多古町及び横芝光町はそれぞれの処分先でのごみ処理となる予定であります。

最終処分場維持管理及び山桑メモリアルホールの運営につきましては、構成市町で今後協議をしてまいります。

ご質問の最後で、平成26年10月18日の当組合施設内での労災事故について内容をお知らせしたいと思います。

平成26年10月18日土曜日午後6時50分頃、松山清掃工場において、当組合が運転管理業務を委託しております、「K E E環境サービス株式会社」、以下「委託会社」と申し上げさせていただきますけれども、この委託会社の運転員が作業中に熱水を浴び、全身にやけどを負ったもので、その際、この運転員を救助した別の作業員1名も右足の甲にやけどを負ったものであります。

委託会社から報告によりますと、午後6時50分ごろ、1号炉において排ガスを冷却すると同時に塩化水素及び硫黄酸化物等の有害物質を除去する「冷却洗煙塔」という装置に、この塔内から発生したダスト（ほこり、ちり）でございますけれども、これらが詰まったことから下流側に排ガスが行かなくなり、上流側のごみピットまで煙が逆流したとのことであります。

この時、勤務していた委託会社の運転員は4人で、1人は冷却洗煙塔の作業に、2人はごみピットの排煙作業に当たっておりましたが、この2人

のうちの1人が作業終了後、冷却洗煙塔の応援に向い、2人で作業を行っている時に、冷却洗煙塔の装置から鉄製の蓋(直径38cm、重さ15kg)が飛んで熱水が2、3メートル吹き上がり、最初から冷却洗煙塔の対応に当たっていた運転員が頭から熱水を浴び、逃げる際に2メートル下の地面に落下し、もう1人の運転員がこれを救助する際にやけどを負ったということでもあります。

再発防止対策の内容、その実行状況についてでございますが、銚子労働基準監督署から委託会社に指導票が提出されました。

その対応については、委託会社が実施しておりますが、施設の改修が伴うものについては、当組合で対応いたしました。

当組合の実施した内容については、事故のあったストレーナの蓋が、吹き飛ばないように、ストレーナの構造形状を見直し、ヒンジ付き上蓋構造のストレーナを設置しました。

また、作業床の端に、転落防止のための高さ1m位の手すりを設置いたしました。

その他委託会社が作成しました作業標準に基づき委託会社の社員と、当組合の職員に作業時の安全管理について周知徹底しております。

全般的な安全対策といたしまして、二度と今回のような事故を起こさないよう委託会社の社員と当組合の職員に対し、合同で災害防止研修を定期的実施し、事故が発生しないよう万全を期してまいります。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 再質問いたします。

私の方で、平成26年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画の内容を見せて頂きました。

現状としては、千葉県内で一般廃棄物が人口1人当たりどれ位か、どれだけ排出しているのか、県内では多古町がもっとも少ない自治体で、横芝

光町も少ないですし3番目ですか、匝瑳市は県内でも8番目に少ないという実績で、住民の皆さんの努力もあるのではないかと、また関係市町の行政としての働きかけや啓発、団体での資源ごみ回収の取り組みなど、そのような成果もあるのではと思いますが、ごみの排出量が少ないことがまずあると思いますが、ただ実状としては本来可燃ごみとして緑の袋に入れて焼却処理されなければならないけども、自宅の隣が畑なので害のないように家庭で焼却しているところもまだまだあるのではないかと、そういったところが本来の法律に乗っ取ってということになると、少し増えるのではと思いますが、でも全体としてはごみの排出量が多い地域ではないと思います。

そこで、資源ごみの回収また回収したごみをさらに資源化するということがもっと目標値を高くもって行われても良いのではないかと行うことが出来ると私は見ました。

資源化率それから国、県の言い方ですと再生利用率ということで、目標値を持っていますが、国は資源化率、再生利用率、平成27年度に全体のごみの25%を資源化しようと目標を持っています。

県は平成27年度に30%以上にするとしています。

東総地区広域組合では、平成33年度に19.5%以上で平成38年度には20%以上ということで、ここできっと目標値が少ないと非常に低いんですね。

当環境衛生組合では、平成24年度の実績ですでに19.7%ですがこの基本計画で平成31年度の目標値が20%で引き上げてないんですね。

現状が19.0程度でそれを20%にする、国が25%、県が30%という目標値を出している訳ですから、そもそも排出ごみ量が少ない当組合においては、もっと目標値を高く上げてせめて国の25%として研究努力して行って良いのではないかと思います、これまで組合の事務局の方から何年か前に話しを聞いた時に、資源ごみとして回収したプラスチック容器包装などは、きちんと資源化出来ないかもしれない。

結局焼却処理をせざるを得ないかもしれないと聞きました。

そこで伺いたいのですが、目標値をもっと引き上げないのはなぜかというのと実態として資源ごみの収集をもっと努力しても、今の日本全体の制度とか実態では、無理なのかどうなのか、伺いたいと思います。

それからですね、最終処分場についてですが、そもそも最終処分場というごみを焼却した灰を捨てる所というようなイメージを持っていたのですが、現状では一切そのようなことはなくて、粗大ごみで出されたごみを分別した後、焼却したり資源化したり、残ったどうしようもない部分、それから不燃ごみとして収集したごみを堆積するところが最終処分場というように思えるのですが、間違っていたら訂正して頂きたいと思いますが、そうしますと最終処分場は少なくとも平成37年度ぐらいまでは、十分埋立て容量が残っているということですが、もっと最終処分量を減らすことが出来るのではないかと、延命が出来るのではないかと思うのですが、最終処分場の延命化ということについてはどのように考えておられるのでしょうか。

実態から答弁を頂きたいと思います。

最後に管理者の方から答弁がありましたけれども、昨年10月18日の労災事故で銚子労働基準監督署は、KEE環境サービス株式会社という委託先の会社に調査をかけているということですが、当組合としては組合職員が勤務し業務を行っていた時ではないということから、直接の管理責任ということは言われていないということなのではないでしょうか。

確認したいと思います。

当組合の管理責任は、求められなかったということでしょうか。

施設の改修整備ということだけ行ってと言うように受け取れますが、それと同時に何でこのような事故が起こってしまったか原因でもあるし、再発防止策でもあると考えられるのが作業マニュアルを作成しその周知徹底を図り、日常の業務の流れなど同様な動きをするまた、何か特

別なことが起こった時はどの様な指示系統を持って対策を取るなど、ソフトの部分、人が行う部分について、徹底しなければならないのではないかと思います。業務委託しているのは委託会社がやらなければならないことではすまないことだと思います。

組合の責任として、マニュアルを作りマニュアルの徹底を実行するのは組合の責任でやらなければならないと考えますがどうなのでしょう。

以上お願いします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、太田管理者。

太田管理者 私の方から事故に関しての組合の立場というか組合にどのような責任があるのかについてお答えしたいと思います。

議員さんがおっしゃられるように委託会社をお願いしていた時間帯での委託会社の社員ということでもありますけれども、組合、管理者といたしましてもこの施設内で起こったということですので、その事の重大さ私自身重く受け止めております。

この原因というのは、匝瑳警察署の方からも事故直後調査に入られたということでもあります。

原因というのも警察署の方で明らかになっていない状態であります。

そのような中でもありますけれども、原因が何であったかということは委託会社にも連絡がないということで、当然委託会社の方からは私や組合に連絡は無い訳でございます。

原因が出ましたらまた改めて再発防止に向けて手を尽くさなければならないと思っております。

私としましては、この事故を起こした方が亡くなられたということでもありますので、本当に事の重大さは十分感じております。

二度とこのようなことがないような形で、これから委託会社に委託をしている時間帯であっても、そしてまた当然私どもの職員が作業をする時に

あっても、この事故を教訓にしてしっかりと徹底をして行きたいと思っているところであります。

以上です。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 それでは、私の方からご質問に対して説明させていただきます。

まず、資源化の目標値ですが、こちらに関しまして国が25%、県が30%組合としてはなぜ20%を引き上げないかを説明いたします。

こちらに関しましては、重量比のため1個の重さが軽減されております。そのために資源のごみは実際にはそれほど変わりはありません。

横ばいの状態でありますけども、1個当たりの重量がペットボトルにしてもビン等にしても軽減化されているということですのでその為この%を引き上げるのは難しいということでございます。

それから処分場に関しまして延命化ということですが、最終処分率2.7%ということですので現在とても低い数字でございます。

こちらに関しても、低い数字でありますのでこれを維持していくことが精一杯で延命化については最終処分場の率をこのまま継続させるよう努力していく所存でございます。

次に事故に関してでございますが、こちらの事故に関しましては平成26年10月18日に事故が発生いたしまして、平成26年10月20日に銚子労働基準監督署から KEE 環境サービス(株)に対しまして、あなたの事業場において改善措置を取られるようにと指導がございました。

その指導が5点ございました。

その指導に関しまして申し上げます。

まず指導書の内容でございますが、1点目が冷却洗煙塔ストレーナー洗浄作業において内容物の温度が十分低下してから行うこと。

やむを得ず温度が高い状態で行う場合には、必要な防護具を着用させた

上で作業を行わせること。

こちらの実施につきましては、作業標準を定めまして中にこの内容を盛り込みまして内容物の温度が十分低下してから行うことを徹底させて頂きました。

この標準書については後程説明させていただきます。

それから2点目、ストレーナーの上蓋について密閉を徹底させるとともにヒンジ付のものを検討することということで、こちらに関しましてはストレーナーの構造形状を見直しましてヒンジ付の上蓋を設置いたしました。

3点目、安全遵守事項を盛り込んだ作業標準を定め関係者に周知することということで、こちらに関しましては作業標準を定め標準書を作成いたしました。

標準書の概略の内容についてご説明申し上げます。

まず、焼却炉ですがこちらで故障等が起こった場合には、全停止をするということがございます。

次に、循環水槽の水面の確認ということでこちらの方で事故が起こった場合には、冷却洗煙塔内にある循環水槽に水が溜まったそれが水面の50%から60%、経過する場合がございます。

通常は84%ですがこの84%の通常から下がっているかどうかを確認するということです。

それからストレーナーとドレインバルブを徐々に開けるということはこちらにガラや埃が詰まった場合には、ストレーナーを少しずつ開けましてバルブからガラ等を排出することになります。

バルブが100%全開になってドレインの水が完全に抜けた後に作業を行うということがございます。

冷却洗煙塔の方から、配管の中をお湯や水が通ったりします。

こちらの温度をケーシング温度測定ということでピストルのようなものを当てると温度が分かりますので、温度を測定して40度以下に下がっ

たかどうか確認して行うということです。

それから、中にお湯等が入った場合には配管を叩きますと感で分かりますので閉塞状況を音で確認するという事です。

配管内に残圧があればバルブにて徐々に残圧を抜くということです。

冷却洗煙塔内の点検口から中を覗けますので循環水が完全に抜けていることを目視で確認するという事です。

ストレーナーの上部の蓋を開けてから異物を除去すること。

こちらの作業標準書を定めまして、委託会社の社員それから環境衛生組合の職員に周知徹底をしましてまいりました。

4点目でございます。

作業床の端、開口部等に墜落の恐れのある箇所については、手すり等を設けること。

手すり等の設置が困難な場合安全帯を使用させる等、墜落防止措置を講じること。

高さ2m以上の場合は法に基づいた墜落防止措置を講じなければならぬ旨留意すること。

こちらに関しましては、私達の方で転落防止策としまして手すりを設置いたしました。

1号炉については、高さ1m幅2m70cm、2号炉については2m位の高さで幅4m40cmの手すりを設置いたしました。

5点目でございますが、災害を未然に防止するためKY活動をリスクアセスメントに繋ぎ指針に基づいた実施体制整備リスク低減措置を進めること、こちらのKY活動が危険予知訓練ということで災害防止教育につきましては全般的対策としまして12月に委託業者にリスクアセスメント講習会を実施いたしました。

また、当組合と委託業者合同で12月に松山清掃工場安全パトロールを実施いたしました。

1月に酸欠等講習会を合同で実施いたしました。

ダイオキシンの特別教育を3月に実施する予定でございます。

このように今後も組合、委託業者共に危険予知訓練、災害防止教育を定期的に実施してまいります予定でございます。

以上でございます。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 今、事務局長から答弁頂いたのですぐの方がいいと思うので、そちらから再度質問して事故の方から質問させて頂きたいのですが、詳細な改善点が示され実行しているとの答弁でしたが、平日の日中は組合の職員が中心となつてと考えてもいいのではないかと思います、委託先職員もいるようですが、組合職員が平日の日中は業務をして行っている。

夜間と休日の一定時間については、委託先の職員がやっているということで施設自体も老朽化していますので、ちょっとした機械のトラブル、施設のトラブルが出てくるのではないかと思います。

そうした時にどうしたらいいのか命令指示系統というはどうなっているのかなと思います。

聞くとところによりますと、10月18日の事故で亡くなられた方は大ベテランの方だと、新人を指導するような立場の方だと、ですからその方はまさか命を失うようなことになるとは思わないで、私が直してくると様子を見てくると行かれたのではないかと察するのですが、今後も組織的にそのようなことをやって行かない限り、同じことがあるのではないかと思います。

指示系統というのが、どのようになっているのか機械について分かっているかないと事務職の方が、指図する訳にはいかないと思うので、どうするか教えて頂きたい。

それからごみ処理のこれからの目標値についてですが、最終処分場の延

命化についてですが、現在最終処分率2.7%で全国、県内でも低い数値だとこれを維持していくのが精一杯とのお話しですが、先ほど私の方で述べさせて頂いたように粗大ごみとして持ち込まれたものを、分解して分別してどうしようもないものを埋め立てる、不燃ごみとして出されたものを埋め立てるように思うのですが、全国の比較的新しいごみ処理施設では、粗大ごみというのを相変わらず埋め立てているのかよく分からないので教えて頂きたいと思います。

最終処分場の延命というのは、粗大ごみ関係、不燃ごみ関係もう少し改善出来るのではないかと思います、研究はされていないのでしょうか。

ご説明下さい。

それから、ペットボトルなどの資源ごみの資源化率を数値を高めるということについては、現状維持が精一杯という結論に聞こえました。

ただ衣類が布製品が、一時期焼却処理をしていた時がありましたがこのところ資源化ができていくということで、努力によってもっと目標数値を引き上げて実行は出来ると確信は持っているのですが、だめなのでしょうか。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 それでは始めに、事故に関しましての指示系統についてご説明申し上げます。

私達が委託をしております、KEE環境サービス株式会社事故当時、責任者がおりました。

次に副責任者これが残念なことにお亡くなりになりました方です。

社員の中では役職が3名おましてその他に作業員が2名おります。

3名の方は毎日居る訳ではありませんが、責任者がいない時は副責任者がいるような感じでどちらか指示を出せると一緒に作業をしております。

作業をする人が、3名の時と4名の時がありますが、自分が判断出来なくなった時は、責任者、副責任者に指示を仰ぐように進めています。

平日は、私達の職員が中央操作室にいる訳ですが、中央操作室においてトラブルがあった場合には、事務局に連絡をしてもらい危険性がある場合には炉を止めて温度が下がってから安全第一で作業に取り掛かるように指示をしております。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、石橋次長。

石橋次長 処分場の関係ですが、粗大ごみについてはシルバーさんと職員でお客さんを交えて分解しております。

ベットなどは布が付いておりますので、カッターで切ってもらい布は焼却、スプリングはリサイクルして最終処分を極力少なくする努力をしております。

今後も見直しをしながら努力をして行きたいと思えます。

資源化率の現状ですが、ペットボトルが過去10年間から現在までで14%程度重量が減っております。

もともと組合では、この計画の前に資源化率20%を超えておりました。国が示した時に、超えていましたが組合では年々資源化率が下がってきております。

分析によりますとビンもだんだん減っております、ペットボトルに代わっております。

缶も過去から比較すると運送コストなどを考えまして、どんどん軽量化しております。

その中で、数としては年々増えていると思えます。

ただ、重量が皆さん努力されて軽量化されておりますので、どんなに頑張っても重量比ですので、資源化率20%となりますので中々難しいと思えますが、今後も資源化に向けて最大限の努力をして行きたいと思えます。

以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 当局の日々の努力というのは、よくわかります。

組合議員ということですので、提案をさせて頂きたいと思いますが、今
匝瑳市、多古町、横芝光町の1市2町でやっておりますこの事業、この事
業体として引き続き31年度まで基本計画出来ましたが、32年度以降も
引き続きこの事業体として事業を継続して行くということも、一つの有り
方として提案したいと思います。

これまで住民の皆さんと積み上げてきたごみ処理の有り方、施設が新し
い物に更新され、高温で焼却できるとかもっと資源化できるとか、生もの
のバイオマスとかで資源化出来るとか、新しい技術がどんどん出てきてい
ますので、そのようなことも含めて事業を起こして行こうということ考
えてもいいのではないかと考えています。

この地域の面積と人口規模だからこそ無理のない、経費も抑制した事業
運営が出来るのではないかと考えておりますので、私自身はそのようなこ
とを研究して行きたいなと思います。

執行部で何かありましたら一言お願いします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、太田管理者。

太田管理者 現体制で将来に渡り、ごみ処理業務をやって行ければいいなと思うのは、
私も同感であります。

田村議員のご提案として受け賜りたいと思います。

現実的にこの1市2町の場合には、3つの圏域に跨っているということ
で、東総、香取、山武という形の中でごみ焼却について県や国の指導の中
で、広域的に行った方がいいという指導のもとに、匝瑳市の場合には東総に
入るという形で進んでいる訳でございます。

この施設の老朽化が著しいという中で、一日早い新しい施設を造りたいというような形で匝瑳市は東広の方で一緒になって取り組んでおるといふことでもありますので、今後も一緒にとは希望的なことでありますが、難しいのかなど、松山清掃工場の後の問題につきましては色々最終処分場を含め、また山桑メモリアルホールの運営も含めてこれから相談をして行かなければいけないなと思っているところでもあります。

現状とすれば、33年に稼働になった場合には匝瑳市は東広へ参加をするというような気持ちを私は持っております。

それぞれの自治体においても、33年度を目途に色々考えているのではないかと思っているところでもあります。

それまでの間、松山清掃工場が運営出来るような形で老朽化した部分あるいは33年度まで継続するための処置等をしっかりと取って行きたいと思っております。

以上です。

佐藤議長 これにて、田村明美議員の一般質問を終了いたします。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしましたので、これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成27年3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

【閉会：午後0時24分】